

令和4年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和4年7月28日(木) 和歌山労働局6階会議室	午後5時00分から 午後5時37分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席5名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

富山会長

ただ今から、第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催します。

議事に先立ちまして事務局から事務連絡がございますので、よろしくお願い致します。

○事務局(上田)

前回の審議会以降に委員の交代がございますので御紹介いたします。資料1を御覧ください。

使用者代表の原委員が退任され、新たに和歌山中小企業団体中央会の中島寛和委員に御就任されました。よろしくお願い致します。

○富山会長

それでは、次に事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

事務局(上田)

御報告します。本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、全員出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを御報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和4年7月1日に傍聴公示を行いまして、申出があった10名の方が傍聴されています。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和4年6月30日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月20日までに3名の方から意見の提出がありまして、審議会において直接、意見陳述を希望されましたので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申出順に、紀州有田商工会議所の興津様、わかやま市民生活協同組合の鈴木様、和歌山県地方労働組合連合の谷口様の3名です。

なお、意見陳述の申出をいただいた3名の方は傍聴も希望されていますので、その名の方を含めて、傍聴者は10名となっております。

以上御報告いたします。

○富山会長

それでは開会に当たり和歌山労働局長から御挨拶をお願いいたします。

○事務局（小島）

和歌山労働局長の小島でございます。本日は大変御多忙の中、また大変暑い中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日の第2回目の審議会において、本年度の地域別最低賃金額改定の目安を伝達させていただく予定でしたが、いまだ、中央最低賃金審議会において答申には至っておらず、現在も審議が継続しているところでございます。

そのため、本日の審議会で目安をお伝えできない状況になっておりお詫び申し上げます。委員の皆様には目安が答申され次第、速やかにお伝えさせていただきたいと思っております。委員各位の御理解を賜れば幸いです。

コロナ渦での審議会も今年で3年目となり、特に、今年度は第7波の中での開催となったところでございます。コロナの感染状況に関しまして、今もなお見通しは立たない状況ではございますが、委員の皆様方におかれましては、真摯な話し合いを通じまして、様々な点から御審議いただくことをお願い申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○富山会長

ありがとうございました。それでは議題に入る前に、本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（上田）

御説明します。

資料1は、先ほど御紹介しました委員名簿です。

資料2は、県最賃の改正について御提出いただきました意見書です。受付順になっております。また、本日、意見陳述はございませんが、和歌山弁護士会様から当審議会あて会長声明が提出されており、併せて添付しておりますので、御確認ください。

資料3から6は特定最賃の決定等に係る申出書の関係です。

まず、資料3は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に係る申出書です。

資料4は、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に係る申出書です。資料5は、百貨店、総合スーパーに各種食料品小売業を加えた特定最低賃金の新設に係る申出書です。

申出書の添付資料は事務局で保管していますので、委員からの御希望があれば御覧いただけます。

資料6は、申出のあった特定最賃の決定等の必要性に関する形式的審査の結果の資料です。

資料7は、平成15年12月1日付けで発出された当審議会の小委員会の報告書で、和歌山県の産業別最低賃金制度の基本的な考えが示されております。

資料8は、和歌山県最低賃金に関する実態調査結果報告書です。

これは、県内の製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、サービス業などの事業所の労働者の今年6月分の賃金について回答をいただいた統計です。

専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思います。

資料9は、昨年度、委員から追加要望のあった資料で、ハローワーク和歌山が公表している常用的パートの募集賃金を取りまとめたものと、和歌山県が公表している学歴別初任給のデータを取りまとめたものです。

常用的パートの募集賃金については、今年を含め過去4年間分について、それぞれ1月から5月分の集計となっております。

資料10は、和歌山県が発表しております和歌山県の経済動向です。

総評としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により非製造業を中心に幅広い業種での影響が生じており、県内経済動向は依然として厳しい状況にあるものと考えられると発表されています。

また、別綴りとして、本年度の中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会配付資料を配付しております。

以上、簡単に資料の説明をさせていただきました。

なお、資料内容についての御質問等がございましたらこの後の該当する資料を用いた審議の中でその都度、御質問いただければと思います。

以上でございます。

#### ○富山会長

ただ今、事務局から説明があった資料については、今後の審議の参考として有効に活用したいと思えます。

それでは、これから議題に入りたいと思えます。まず、議題(1)の関係労使の意見陳述ですが、最低賃金法第25条第5項に基づき、意見陳述の申出があった3名の方からの意見聴取を行いたいと思えます。

1人5分以内とさせていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

まず、紀州有田商工会議所の興津様、意見陳述をお願いいたします。

#### ○興津氏(紀州有田商工会議所)

有田商工会議所の興津と申します。本日はよろしく願いいたします。

紀州有田商工会議所は、和歌山県の有田市にございまして、小規模零細事業所及び中小企業で組織する公益法人でございます。

本年度の最低賃金審議会の審議に当たりまして、中小企業・小規模零細事業者の声を届けさせていただきたく存じます。

令和2年2月に発症した、新型コロナウイルス感染拡大が2年以上続き、また今月に入り第7波による県内の感染者も過去最多を更新するなど、現在も猛威を振るっているところでございます。また、資源価格や原材料の高騰も相まって、経済は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない状況でございます。企業業績は「K字型」の業績を示し、業績の好調な企業には賃金の引上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍においては飲食・宿泊業を中心に厳しい業況を示してきました。

また、資源価格や原材料の高騰が続く現在は、サービス業だけでなく、製造業、建設業等にも厳しい業況が現われてきました。特に製造業においては、原材料等の高騰に伴い一時的に製品等への価格転嫁に応じてもらっても、また次の段

階では、更に原材料費が高騰しており、次は値上げというふうには繋がらず、採算が悪化するといった声が多く聞かれているのが現状でございます。

また、建設業等においても各種機器や部品等が入荷せず、工事の中断や受注できない等、非常に厳しい状況が続いているという状況でございます。

そのような中、政府の骨太の方針で「地域間格差にも配慮しながら、できるだけ早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上になることを目指し、引上げに取り組む」との考えが示されました。

最低賃金は、近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれております。

最低賃金は、法が定める三要素、労働者の生計費・賃金水準・企業の支払い能力に基づき、地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として、全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを国の賃上げ政策実現の手段として用いることは承諾できません。

先ほどもございましたが、中央最低賃金審議会では最低賃金の引上げの目安額を決める議論が難航していると報道されているところでございますが、和歌山地方最低賃金審議会におかれましては、地方の経済情勢等を考慮いただき、今年度の審議に当たり次の事項について強く要望いたします。

一つ、地方の経営実態に基づいた審議をお願いしたい。また、全国一律に最低賃金を決定するのではなく、地域の実態に応じたランク制を堅持いただきたい。

二つ、最低賃金は下方硬直性が強く、例えば景気後退局面であっても実質的に引き下げることができない。そのため、今回のような資源高、原材料高等の経営悪化が進んでいる中で、大幅に最低賃金が引き上げられるのは、企業が雇用調整せざるを得ない状況になり、雇用の喪失につながる恐れが生じることなどが十分に予見されるというところです。

三つ、最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が示す三要素、生計費、賃金、支払い能力に基づき、各種指標・データによる明確な根拠の下で納得感のある水準にすべきである。

四つ、今年度は、中小企業・小規模事業者の経営実態や足元の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ現行水準を維持すべきである。

以上4点でございます。どうもありがとうございました。

#### ○富山会長

興津様、どうもありがとうございます。

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鈴木様お願いします。

#### ○鈴木氏（わかやま市民生協労働組合）

わかやま市民生協労働組合の専任をしております鈴木と申します。非正規労働者です。陳述書に先立ってこの6月からずっと職場訪問させていただいております。

わかやま市民生協自身は、橋本から新宮までエリアを持っていて、そこで昼休みに働いている人達と分会ってという形で212名かそれ以上の方達と会ってきて、真っ先に言われるのは「和歌山はなぜ859円なん。ほか周り見たら高いや

ん。何で和歌山だけ859円なん。だから私達はダブルワークしないといけないの、トリプルワークしないといけないの。」という声から始まりまして、われわれが今言ってる、1,500円だったらどうなるのと言ったら、「子供と一緒にいられる時間が増えるよ、ダブルワークしなくてすむよ、もっと社会に貢献できるよ」という声がありました。このことをぜひ伝えてほしいということを皆さん言われてましたので前段階で披露させていただきました。

陳述の方に行きますけれども、まずは4年ほど前にテレビ番組にあった「健康で文化的な最低限度の生活」というドラマがあったと思います。ちょうど4年前だとコロナの前の時ですので、このコロナという状況が分からないという中で、憲法25条というのが話題になって、かなり議論がそこでもされたわけなんです。それが以降やっぱりコロナの影響もあり、いろんな意味で言えば働く人にとっての生活するのは非常に厳しい状況の4年間で過ぎてきたという状況ではないかなと思います。

そこで全労連などで取り組んでいる「最低生計費資産調査」というのがあるのですが、「普通に一人暮らしをするにはどれくらいのお金がいるのであろうか」ということで調査されているので、高知、大阪、東京とかいろんなところでされているのですが、どこでもやはり月額24万、時給1,500円以上というのが出ています。それを考えれば、都市部と地方では最低生計費の差はほとんどないということが明らかになってきています。現在、行われている都道府県のA B C Dのランク、こういうランク付けは無くして、全国一律の最低賃金制度が必要となってきたのではないかと思います。

先ほどもありましたが、和歌山はCランク、奈良県もCランク、大阪はAランク、三重県Bランクというところで、なぜ和歌山はCランクか、なおかつ同じCランクの奈良県よりも、また更に和歌山の方が低いという状況です。

和歌山県は大阪にも隣接しているし、奈良にも三重にも隣接していますが、それなのだという声が圧倒的に多い。そこは何とか和歌山頑張るという声を預かってきております。

さらに今年の状況で言えば、4月から値上がりだし、ガソリンも上がり、また10月にも値上がりするということで本当に働いている人、非正規労働者は非常に苦しい状況が続いているところです。

そういうことで消費が延びない状況が生まれたということで、ぜひ賃上げ、最低賃金のアップをお願いしたいと思います。

ちなみに私達が働いている生協では約9割の方が最低賃金にぴったりの金額で働いている状況が続いております。だから逆に言えばダブルワーク、トリプルワークというのをせざるを得ないということで、ここで何とか上げてもらえたらということでございます。併せて、そのうちの6割の方がスーパーで働いています。その中でU A ゼンセンのみなさんとも協力して、和歌山県特定最低賃金新設ということと金額の改定をしてほしいと署名も多く集められてきました。ぜひよろしくお願ひしたい。

今日は、私たちの組合の話になりますけれども、最低賃金について秋から取り組んできた署名がこの状況下があるんだと思うんですが、過去のなか一番多くの署名数が集まって、この5月の11日に東京の方へ中央行動ということで国会議員に託してきました。その国会の方で今中央の審議会がいろんな形になっているん

だろとうと思ひますが、ぜひ和歌山の方でも、大いに議論していただきて和歌山は頑張ったよと言えるようにぜひお願いしたいと思ひております。

それから、憲法25条ということで、全ての国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。これが今、この時期この中で問われていると思ひます。

どうか、本当に一緒に働いている現場の皆さんの声を、何とか委員の皆さんと一緒に共有しながら前進できるというような協議をしていただけたらと思ひます。

今日も分会の方からぜひ持って行ってほしいということで、署名が追加で50筆集まってきております。本当に、こういう生の声が直接こんなにみんな行きたいという声があったんですけど私が代表とということにさせていただきます。

どうかよろしくお願ひします。

○富山会長

ありがとうございました。

ただいま鈴木さんの御意見に関して御意見等はございませんか。

<意見等なし>

特にありませんか。

では、署名をお持ちいただいたということなのでお受けしたいと思ひます。

○谷口氏（和歌山県医療労働組合連合会）

和歌山地方の最低賃金をただちに1,500円以上に引上げ、全国一律最賃制の実現と、中小零細業者支援拡充を求めるとのことでございます。1540筆あります。よろしくお願ひします。

<会長が署名を受け取り>

確かにお受け取りいたしましたので、後ほど拝見させていただきます。

ありがとうございます。

○富山会長

それでは、続きまして和歌山県医療労働組合連合会の谷口様にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○谷口氏（和歌山県医療労働組合連合会）

私は和歌山県医療労働組合連合会で書記をしております谷口と申します。医療介護に関わる者たちで作っている労働組合になりまして、医療介護に関わる者の立場から発言させていただきたいというふうに思ひます。

新型コロナウイルス感染拡大が始まってから約2年半が経過しております。コロナ感染症による経済への影響は非常に長期化しております、いまだ医療介護

従事者は自粛した生活を余儀なくされております。さらには第7波と呼ばれる感染の急拡大が影響しておりまして、職員の皆様は大変緊張感を持って日々業務に当たっておられます。

このコロナ禍の中で、エッセンシャルワーカーの処遇改善というのが社会的な問題になりました。その一方で、海外と比較しても医療業界の賃金の低さというのが指摘されるようになりました。ILO、国際労働機関の看護職員条約では、教員と同水準の給与が求められていますが、日本の看護職員の賃金は13万円も低いのが現状です。介護職員に至っては、他産業に比べて8万円も賃金が低いということもあって、介護職を選択する若者が少なくなって、魅力が感じられないという声が多くなるといこともあって、こういったことが社会的な地位向上の妨げになっております。

今年の2月には、この看護師やケア労働者への賃上げというところで、処遇改善が進められるようになりましてけれど、補助金の対象とならなかった医療機関もありますし、また金額も格差を埋めるまでには至らず、十分とは言えないものになっています。和歌山の最低賃金は859円ですが、1日8時間、週40時間の労働の場合で月収14万円ほどで、年収が170万円ほど。この金額では労働者やその家族が十分に生活できるだけの収入であるとは言えないと思います。また、最低賃金の格差も問題でありまして、全国で最も高い賃金と最も低い賃金で見ますと、221円の差が出ているということになっています。

近畿で見えていきますと、和歌山と大阪では最低賃金が133円の格差があるということで、このことが都市部への人材流出の原因になっているというふうに言えます。私たちも介護事業所を訪問するのですが、橋本市は大阪に近いので、和歌山の賃金では人が来てくれないということで、大阪の賃金に何とか無理をして合わせているというような話もありました。

また、国が決める医療費は全国一律で決まっているのに対して、そこで働く医療労働者は働く地域や職場の違いによって格差が出ているという状況になっています。同じライセンスを持っていても働く地域や場所で給与に差がでております。

全労連が行った「最低生計費資産調査」によりますと、健康で文化的な最低限度の生活を送るには、25歳の単身者で全国どこでも時給1,400から1,500円が必要であると証明されています。この生活費というのは都会の中だというイメージがありますが、実際は住居費以外の生計費は和歌山も東京も大差がないというふうに言えます。生計費原則に基づいて、全ての人に人間らしい生活を保障する全国一律最低賃金制度を実現することが重要であると考えます。

先ほどの鈴木さんのお話にもありましたが、全ての国民は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を憲法25条で保障されていますが、日本の最低賃金の水準は低くて、コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がっております。市場の消費が冷え込んでいる今、憲法が定めている最低限度の生活と現実と生活というのが大きくかけ離れています。その中で冷え切った経済を活性させるためにも他府県への人材流出を食い止めるためにも、最低賃金の引き上げが重要だというふうに考えます。

これ以上地域間格差が広がらないよう、そして、経済と県民をこれ以上疲弊させないためにも、和歌山県の最低賃金を引き上げていただく。このことを求めていますというふうに思います。

大変厳しい状況がいろいろ続いておりますけれども、皆さんと力を合わせて8時間働けば普通に暮らせる社会を目指してがんばっていきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○富山会長

ありがとうございました。

ただいまの谷口様の御意見に関して御質問等はございませんか。

<意見等なし>

よろしいですか。

それでは意見聴取はこれにて終了いたします。

労使それぞれの立場から、貴重な御意見を拝聴いたしました。いただいた御意見は今後の審議に生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に、議題(2)ですが、特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、労働局長の諮問をお受けしたいと思っております。

<局長から会長に諮問文を手交>

<委員全員に諮問文写しを配付>

事務局は、諮問文を読み上げてください。

<諮問文読上げ>

ただ今、特定最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を受けましたが、皆さん何か御意見や御質問はございませんか。

<質問等なし>

よろしいですか。

では、これらの諮問を受けたということで、まず特定最賃の決定・改正の必要性の審議については、特別小委員会を設置して審議することとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

<異議なし>

それでは、必要性については特別小委員会を設置して審議していただくこととなりましたので、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員につきましては、先日の公益委員会議において、金川委員、岡田委員、和中委員の3名が担当することになっておりますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただけますでしょうか。

昨年度は、労働者側、使用者側ともに県最賃の専門部会の3名に担当していただきましたが、いかがでしょうか。

○濱地委員

労働者側は、私、北道委員、澤井委員の3名が当たります。

○富山会長

労働者側は、濱地委員、澤井委員、北道委員ですね。  
次に使用者側お願いします。

○児玉委員

使用者側は、中島委員、山本委員、私の3名が当たります。

○富山会長

ただ今ありましたように、児玉委員、中島委員、山本委員の3名ですね。  
それでは、ただ今推薦していただいた委員の皆様を、特別小委員会の委員に  
指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、産業別最賃の決定等の必要性については、特別小委員会において  
審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただ  
きたいと思います。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ、必要性の有無を答申したいと考  
えておりますが、それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、そのように進めていきたいと思います。  
特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

特別小委員会の日程については、県最賃の専門部会の審議日程と併せて日程  
調整を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○富山会長

最後に、その他の議題となりますが、本日の議題に関する事、今後の審議  
に関する事等で何か御意見あるいは御質問ございませんでしょうか。  
よろしいですか。

<意見なし>

ないようでしたら、最後に、和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安  
答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も  
参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思います。

それでは本審の方はこれで閉会といたします。

（了）